

【附 録】

平成 25 年度

# 旧知の障害児施設 緊急実態調査報告

旧知の障害児施設  
緊急実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
児童発達支援部会

## — も く じ —

調査経過	299
はじめに	300
1. 施設の現状	301
定員数、現員数・在籍数、措置・契約等の状況	
2. 新規入所・退所の状況	305
3. 障害者支援施設の指定等について	305
4. 今後の障害児入所施設の方向性について	307
5. 各種加算の申請状況について	309
6. 新事業等の実施状況	310
別表 都道府県別一覧	311
おわりに	313
調査票	314

### 調査経過

**調査目的** 緊急調査は、児童福祉法改正施行（平成24年4月）以降の実態を追跡的に把握することを目的に実施した。

**調査基準日** 平成26年1月1日（調査日 平成26年1月15日～31日）

**調査方法** FAXによる送信，回収とした。

**回答施設** 有効回答188施設（旧福祉型自閉症児施設含む）前回調査（平成25年1月）は180施設で1年経過の動向が比較できることから前回のデータも表示している。

**集計方法** 調査設問における空欄等は，不明として集計しないで処理した。従って，集計表において不明数を表示していない場合は，合計数が基礎総数と一致しない。また，比率の表示は小数第2位以下を切り捨て，グラフは四捨五入で表示している。

# はじめに

知的障害児施設は、平成24年4月1日の児童福祉法改正施行により福祉型の障害児入所施設となった。この法改正は、児童福祉法制定以来の大改革で、法制定時から障害種別の施設類型から医療型、福祉型の障害児入所施設となったが、主たる障害種別を対象とする激変緩和の経過措置等により現状維持が図られた。また、昭和42年以来の満20歳以上の在所延長規定の廃止が盛り込まれ、満18歳の誕生日前日の保護者の居住市町村を実施機関として都道府県から事務移管がなされた。本会では、法改正施行の状況を把握するために平成24年度は2回の緊急調査を実施した。法改正後1年半を経て、厚生労働省は24年法改正後の課題の検討のため「障害児支援の在り方に関する検討会」を開催したことから、それに向けて旧知的障害児施設、他の福祉型障害児入所施設の実態から解決すべき課題提言をすべく調査を実施した。本調査結果は、3月6日の全国部会協議会児童発達支援部会において中間報告したうえで調査報告とする。

今回の法改正において障害児入所施設は、在所延長規定の廃止により今後の方向として

- ① 児童施設として維持
- ② 成人施設の併設
- ③ 成人施設への転換

の選択を平成30年までの6年間のうちに決定しなければならない。今回の調査でも満20歳以上の在籍数が多い施設においても児童施設として維持すると回答しているが、満20歳以上の在籍者の障害福祉サービスへの移行を促進し、在所延長者をゼロとする対策の実行が課題となる。今回の法改正においては、「現に存する入所者が無理に移行（退所）させられることがないように、障害福祉サービスの指定を受ける必要がある」として、特例措置として児童施設に障害者支援施設の指定を付与した。これは平成30年3月までの特例措置であるため、それまでに満18歳以上の者の障害者福祉サービスへの移行が完了しなければならないが、この間に対象となる児童数は、3,000人を超えるため早急に移行支援体制を確立する必要がある。そのために満18歳から満20歳までの年金が給付されるまでの間に対する何らかの対策が必要であること等障害者福祉サービスへの移行の課題は多いといえよう。

この児童福祉法改正施行時の混乱を乗り越え、今後の障害児支援体制の確立のため、施設現場として改革に向けての課題解決への努力が求められている。

平成26年3月1日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
児童発達支援部会

部会長 田 中 齋

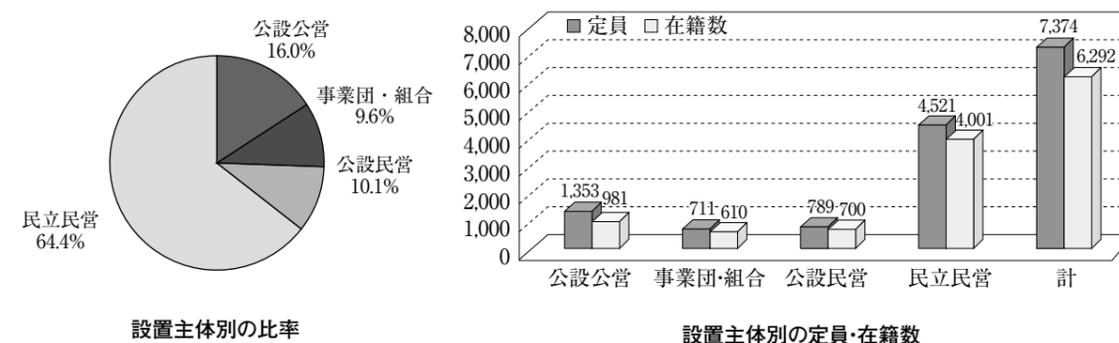
## 1. 施設の現状

### (1) 基本事項 定員・在籍数・在籍率（平成26年1月1日現在）【表1】

○定員は7,374（前回7,361）人、在籍数6,292（前回6,299）人、在籍率85.3%（前回85.6）%であった。

○満18歳以上の在所延長者数は2,094人（前回2,171人）、在所延長率33.3%（前回34.5%）であった。

・設置主体別で見ると公設民営41.9%（前回30.9%）と一番高く、次いで民立民営33.5%（前回36.9%）、逆に低いのが事業団・事務組合で28.0%である。



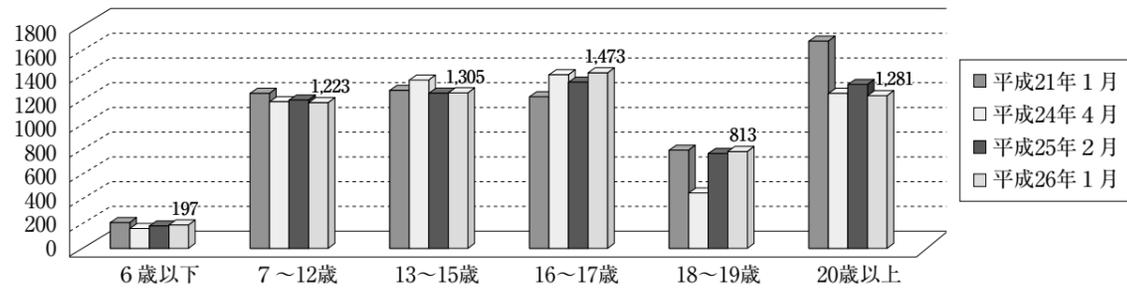
【表1】基本事項一覧

設置主体	施設数	定員	在籍数	在籍率	延長児率	措置数	措置率	18未満措置率
公設公営	30	1,353	981	72.5	29.6	425	43.3	54.5
事業団・組合	18	711	610	85.7	28.0	277	45.4	56.4
公設民営	19	789	700	88.7	41.9	253	36.1	52.5
民立民営	121	4,521	4,001	88.4	33.5	2,006	50.1	63.8
計	188	7,374	6,292	85.3	33.3	2,961	47.0	60.4
25年2月1日	180	7,361	6,299	85.5	34.5	2,882	45.7	58.9
21年1月15日	168	7,585	6,675	88.0	38.4	2,706	40.5	54.8

※ 延長児率は、満18歳以上の在所延長児童数の比率

### (2) 在籍児童の状況

○年齢別在籍数【表2】は、満18歳未満は4,198人66.7%（前回65.6%）、満18歳～20歳未満が813人12.9%（前回796人12.6%）、満20歳以上が1,281人20.3%（前回1,375人21.9%）で、在所延長対象児童は2,094人33.2%で前回より1.3ポイント減少している。

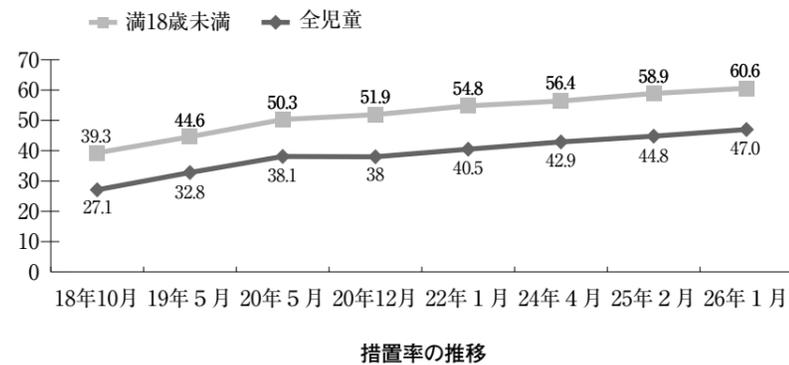


【表2】年齢別在籍数，措置・契約の状況

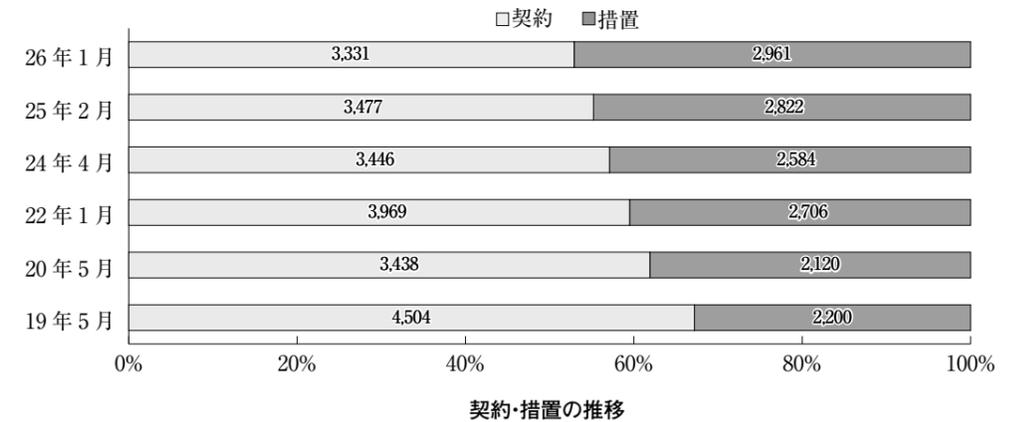
25年2月1日		6歳未満	7～12歳	13～15歳	16～17歳	18～19歳	20歳以上	計
在籍数		197	1,223	1,305	1,473	813	1,281	6,292
%		3.1	19.4	20.7	23.4	12.9	20.3	100
		4,198 (66.7%)				2,094 (33.2%)		
内訳	契約/契約率	37	393	498	733	426	1,244	3,331
		1,661 (49.8%)				1,670 (50.1%)		55.2
	措置	160	830	807	740	387	37	2,961
		81.2	67.8	61.8	50.2	47.6	2.8	47.0
/措置率		2,537 (60.4%)				424 (20.2%)		

(3) 措置・契約の適用状況

○措置率【表2】は，在籍全体で47.0%（前回44.8%，法改正施行時の調査42.8%），満18歳未満の在籍児童では60.4%（前回調査58.9%，法改正施行時の調査56.4%）と，措置率は上昇しているが都道府県での判断の違いは変わっていない。



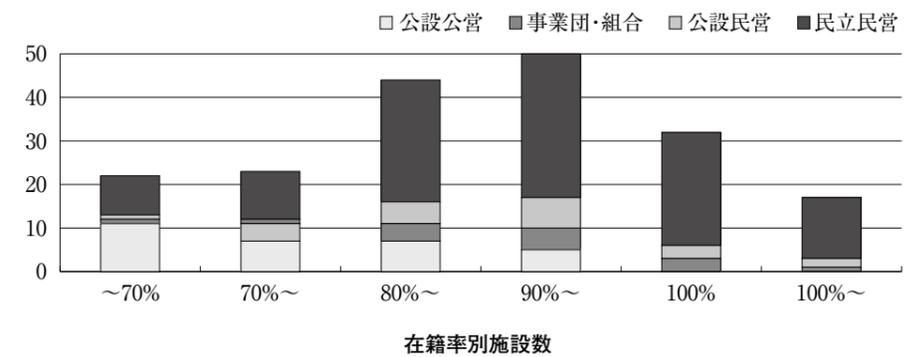
○措置率は，前回調査より満18歳未満で1.3ポイント高くなっており，次のグラフの通り年々措置率が高くなっている。在所延長者が退所して満18歳以下の在籍率が増加すれば更に措置が増えることが見込まれる。



(4) 在籍率の状況【表3】

○在籍率別の状況【表3】をみると，従来の暫定定員の設定にかかる開差是正措置の基準であった在籍率90%を超えているのは，99施設52.6%（前回113施設62.7%）。うち在籍率100%及び100%超は，49施設26.0%（前回60施設33.3%）で，7.3ポイント減となっている。

○在籍率が80～90%未満が44施設（前回21施設），80%未満が45施設23.9%（前回46施設25.5%）で，今後，児童施設の維持に向けて定員改定等の検討を迫られている。また，措置費が現員現給，給付費が日額制となっており，在籍率が施設の運営財政基盤に深刻な影響をもたらすため，常に満床としていないと職員の確保等が困難となる等，定員数の見直し等の検討が課題となる。



【表3】在籍率別の施設の状況

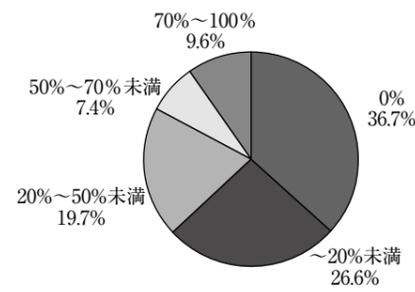
在籍率	～70%未満	～80%未満	～90%未満	～100%未満	100%	100%超	計
施設数	22	23	44	50	32	17	188
%	11.7	12.2	23.4	26.5	17.0	9.0	100
公設公営	11	7	7	5			30
事業団・組合	1	4	4	5	3	1	18
公設民営	1	1	5	7	3	2	19
民立民営	9	11	28	33	26	14	121
25年2月	24 (13.5%)	22 (11.8%)	21 (11.8%)	53 (29.3%)	39 (22.0%)	21 (11.1%)	180
21年1月	19 (11.3%)	14 (8.3%)	26 (15.5%)	46 (27.5%)	40 (23.9%)	22 (13.1%)	168

(5) 在所延長の在籍状況

○満18歳以上の在所延長は、児童福祉法の対象年齢が満18歳未満であることから、法定年齢を超過するという意味で「過齡児」という表現で実態を調査してきた。今回の調査では、【表2参照】満18歳以上の在籍数が2,094人33.2%と前回2,271人34.5%より1.3ポイント減少している。

○今回の児童福祉法改正により満20歳以上の在所延長規定が廃止となったが、満20歳以上の者は、今回調査では1,281人（在籍者数の20.3%）となり、前回調査の1,300人（在籍者数の21.5%）より実数では減少している。

○満20歳以上の在籍率別の施設の状況【表4】は、50%を超えるのが32施設17.0%（前回37施設20.5%）、うち、70%以上17施設、更に100%は1施設と、今後、児・者併設型施設や成人施設等への転換を予定や検討しなければ児童施設としての運営が厳しくなる。



満20歳以上の在籍率別の状況

○一方、満20歳以上が在籍していない施設は、69施設36.7%（前回58施設32.2%）と増加し、10%未満が26施設（13.8%）、20%未満が24施設と児童中心の施設が119施設（63.2%）で、平成30年までの種別の決定に向けて児童施設を選択する施設が多いことから在所延長の解消に向けて動き始めているといえる。

【表4】 満20歳以上の在籍率の状況

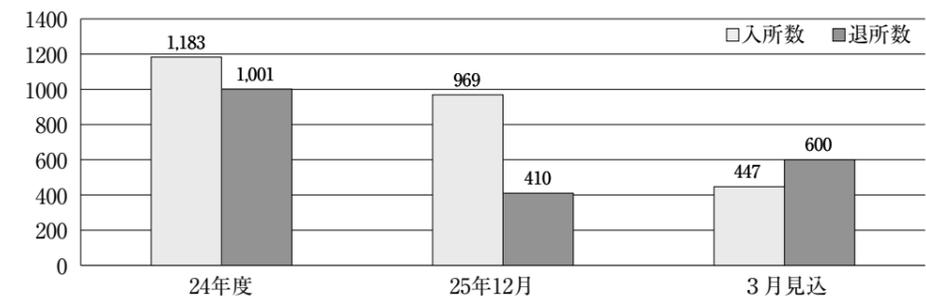
在籍率	0%	~10%未満	~20%未満	~30%未満	~40%未満	~50%未満	~70%未満	70%以上	100%
施設数	69	26	24	14	14	9	14	17	1
%	36.7	13.8	12.7	7.4	7.4	4.7	7.4	9.0	0.0
公設公営	16	3	6	1				3	1
事業団・組合	8	5			2	1		2	
公設民営	5	3	1	2	2	2	2	2	
民立民営	40	15	17	11	10	6	12	10	
25年2月	58	27	17	14	17	10	18	18	1
21年1月	33	26	25	23	9	12	16	21	2
20年12月	33	37	26	24	13	15	15	18	1
19年5月	31	33	25	24	12	13	17	19	3

2. 新規入所・退所の状況

○入所・退所の状況【表5】は、平成24年度は、入所1,183人、退所1,001人で182人の在籍増、平成25年12月までは入所969人、退所410人で559名の在籍増、3月末見込では入所447人、退所600人で153人減となっている。24年度在籍数が182人増、25年度は見込みと合わせて406人の増と2ヶ年で588人増加している。

○入・退所の措置・契約では、措置が52.2%と契約を上回り、退所は、契約の方が多くことから在籍全体での措置率が高くなる状況にある。

○平成24・25年度12月までに退所した者1,411人のうち満18歳以上は、370人で退所数の26.2%である。また、退所先では障害者支援施設563人（39.9%）、グループホーム・ケアホーム431人（30.5%）である。



新規入所・退所の状況

【表5】 入所・退所の状況

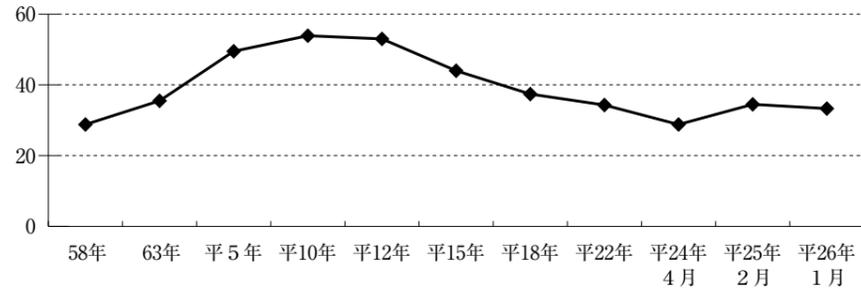
		24年度		25年度12月		2月～3月末見込		計		18歳以上
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
入所数	措置	620	52.4%	502	51.8%	234	52.3%	1,356	52.1%	
	契約	563	47.5%	467	48.1%	213	47.6%	1,243	47.8%	
	計	1,183	100%	969	100%	447	100%	2,599	100%	
退所数	措置	433	43.2%	164	40.0%	278	46.3%	875	43.5%	124 (20.7%)
	契約	568	56.7%	246	60.0%	322	53.6%	1,136	56.4%	246 (29.0%)
	計	1,001	100%	410	100%	600	100%	2,011	100%	370 (26.2%)
在籍数増減		182		559		△153		588		※24～25年末

3. 障害者支援施設の指定等について

(1) 在所延長率の状況

○在所延長の状況は、前回調査34.5%で今回は33.3%であった。年度末の退所が見込まれることから徐々に在所延長率は低下するものと予想される。

○これまでの在所延長率の経過を踏まえて、今後の障害児入所施設、特に旧知的障害児施設としての将来像に対する方針決定が求められる。



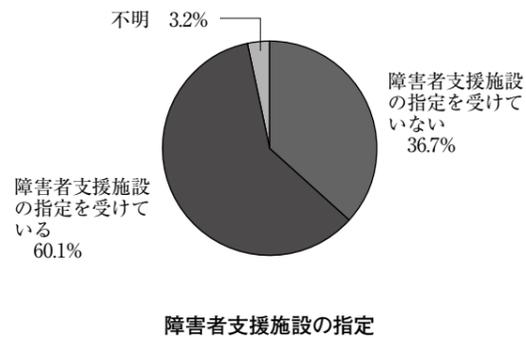
在所延長率の推移

(2) 障害者支援施設の指定

○今回の児童福祉法改正は、満20歳以上の在籍延長措置が廃止され、対象者が行き場がないままに退所させられることのないよう経過措置が設けられ、臨時的に障害者支援施設の指定をして給付費の支弁を設定した。

○障害者支援施設の指定【表6】を受けたのは、113施設60.1%で改正当初の調査では63.8%であったものが3.7ポイント減少した。指定を受けていない施設は、69施設36.7%で前々回34.4%より2.3ポイント程増加している。

○満20歳以上の在籍者は1,281人、前回調査1,375人で94人減少している。



【表6】 障害者支援施設指定等の状況

障害者支援施設の指定の状況	施設数	%	対象数
障害者支援施設の指定を受けている	113	60.1	
満20歳以上で経過障害者支援施設の介護給付費を受けている人数			696
同上の「やむを得ない措置」	19	16.8	21
障害者支援施設の指定を受けていない	69	36.7	

(3) 満18歳から20歳未満の在籍者の対応

○満18歳から20歳未満の対応の状況【表7】は、在籍数813人のうち児童相談所が法第31条の措置延長が244人、法第24条24により施設入所給付費の対象は121人、市町村にケース移管して経過障害者支援施設の介護給付費の対象が250人、やむを得ない措置が8人であるが、無記入も多く正確に捉えられていない。

【表7】 満18歳から20歳未満の対応の状況

児童相談所が継続		市町村に移管	
措置費	障害児給付費	やむを得ない措置	経過的介護給付費
244人	121人	8人	250人

(4) 児童相談所等との協議

○満18歳以降の具体的な対応方針【表8】は、児童相談所と協議を行って方針を決定したのは76施設(40.4%)、248人、実施機関となる市町村との協議で方針を策定したのは、54施設、236人と方針策定は半数程度に止まる。また、満20歳以上の在籍延長規定の廃止に伴い都道府県所管課として何らかの具体的な対策を講じているのは、42施設22.3%に止まっている。法改正の在籍延長規定廃止に伴う対策は、都道府県や市町村において講じてられていないのが現状である。

【表8】 満18歳以降の対応についての協議

	施設数	%	対象数
① 児童相談所から協議があり、方針が決定している	76	40.4	248
② 事前に市町村から協議があり、方針が決定している	54	28.7	236

延長規定廃止後の対策について

	施設数	%
都道府県所管課が満18歳以上の対応について何らかの方策を示している	42	22.3

(5) 今後、満18歳になる年度別の人数

○法改正から今後6年間の在籍延長対象者の状況は、新たに満18歳以上になる人数【表9】をみると、平成30年度までの6年間で在籍者のうち3,152人が新たに満18歳以上になることがわかる。今後の実施主体の移管、都道府県から市町村への事務移管は、障害者福祉サービスへの移行であることから満18歳以前に移管に関して関係者・関係機関において円滑な協議を行い、移行することを担保する方策を緊急に確立する必要がある。

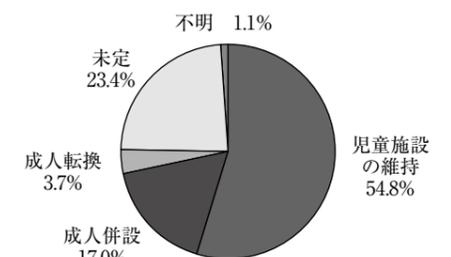
【表9】 新たに満18歳以上になる人数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
	543	704	653	476	406	370	3,152
在籍数比	8.6	11.6	19.3	7.5	6.4	5.8	50.0

4. 今後の障害児入所施設の方向性について

(1) 今後の方向性の選択について

○今後の方向性の選択【表10】は、児童施設として運営する103施設54.7%、障害者支援施設を併設する32施設17.0%、未定44施設23.4%であった。



今後の方向性の選択について

① 児童施設として運営する場合の課題

・満18歳、特に高等部卒業に合わせて障害者福祉サービスへの移行を担保する。特に児童期に施設に入所する場合

は家庭復帰が極めて困難な事例が多く、居住の場の確保が前提となる。

- ・満18歳以降の移行の目的がたつと回答したのは72施設(回答施設の69.9%)、高校卒業生がいない9施設、他は障害者福祉サービスへの移行の見直しが無いが、児童施設として運営する意思の表れである。

### ②併設・転換の場合

- ・今回、障害者支援施設に転換すると回答したのが7施設、併設する32施設と合わせて39施設20.7%が障害者支援施設を選択している。そのうち都道府県所管課と協議して了解が得られたのが12施設、他は協議中である。
- ・児童施設に障害者支援施設の併設は、平成11年に児童施設の空き等の有効活用策として、知的障害児施設では定員10名(盲・ろうあ施設は5名)から併設できるとする措置が講じられた。平成19年には自立支援法との関係で通知の改正があり、居室面積等は障害者支援施設の新基準を適用することになっているが、今後の併設を選択する場合の関係性を明確にする必要がある。
- ・今回の改正では、併設する場合の特例措置の有効期間は6年まで、その後は障害者福祉サービスの基準を満たすことと理解できる。従って、平成30年3月末までに併設、転換を選択する場合は障害者支援施設の基準を満たしていなければならないことになる。当初、面積等については、次の改築時までは現在の障害児施設の基準で障害者支援施設を併設することが可との認識があった。(但し、人員基準は障害者支援施設の人員数に応じた障害者支援施設の基準を満たすことと理解をしてきたが。)

### ③方針決定の保留

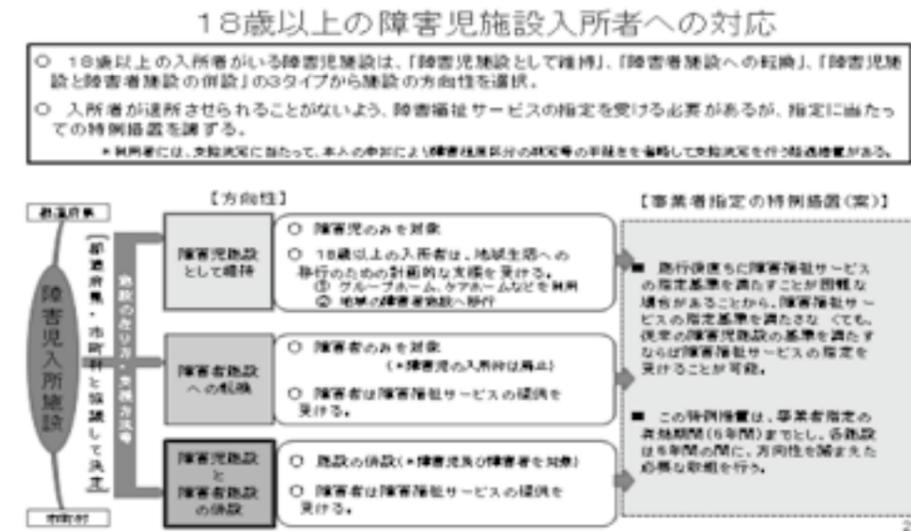
- ・方針決定の保留は、44施設23.4%で在籍者の成人施設への移行の目的が立たない、併設を導入する場合の基準等に課題があるとの認識が背景にある。

【表10】 今後の方向性について

	24年4月		25年2月		26年1月	
	施設数	%	施設数	%	施設数	%
(1)児童施設のみで運営	85	50.2	101	56.1	103	54.7
高校卒業生がいないので維持できる			6		9	
満18歳以上の移行の目的がたつ			38	37.6	72	
その他			42	41.5		
(2)成人施設を併設	37	21.8	30	16.6	32	17.0
所管課と協議し了解を得た			8	26.6	9	
協議している			10	33.3	6	
今後、協議する			9		17	
(3)成人施設に転換	5	2.9	6	3.3	7	3.7
都道府県と協議し了解を得た			3	50.0	3	
希望しているが県の了解が得られていない			2		2	
(4)未定	39	23.0	40	22.2	44	23.4
成人施設への移行の目的が立たない			8		18	
併設の場合の基準等に課題がある			10		12	
都道府県との協議がないため			9		11	

【表10-2】 併設・転換の予定年度

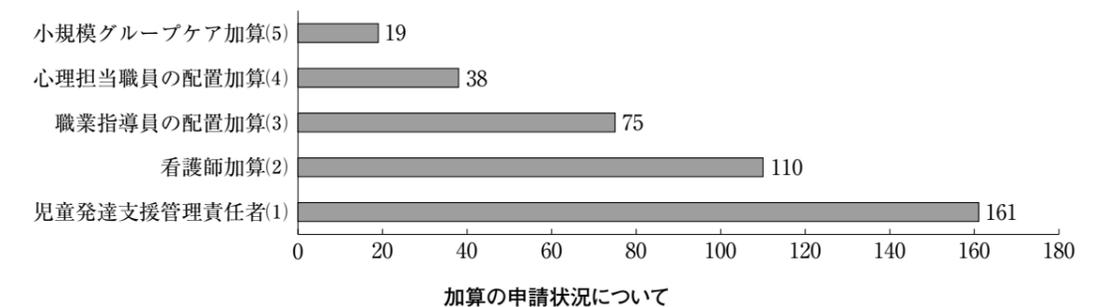
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
転換	1		1		1	2



## 5. 各種加算の申請状況について

○24年度からの新規の加算の申請状況【表11-2】は、児童発達支援管理責任者161施設85.6%、(前回72.2%)、小規模グループケア加算19施設10.1%(前回6.1%)に止まっている。小規模グループケア加算は38単位240人(前回22単位147人)と少ないが、加算要件から単位数、人数の制限がなくなったこともあり、僅かであるが増えている。

○看護師加算110施設58.5%、心理担当職員加算38施設20.2%、職業指導員75施設39.9%と比較的加算申請が少ないといえる。看護師加算は、人材確保等雇用が難しいことから低くなっているが施設での生活支援の質の向上のために雇用を確保したいものである。



【表11】 加算の申請状況について

	施設数	%
(1)児童発達支援管理責任者	161	85.6
(2)看護師加算	110	58.5
(3)職業指導員の配置加算	75	39.8
(4)心理担当職員の配置加算	38	20.2
(5)小規模グループケア加算	19	10.1
※小規模グループケア加算対象数 38 (前回22) 単位 240 (前回147) 人		

## 6. 新事業等の実施状況

○新規事業等の実施状況【表12】は、前回調査より僅かに実施数が増えているが実施率は高いとはいえない。児童発達支援センター・事業が34施設18.0%，放課後等デイサービス36施設19.1%，障害児相談支援事業39施設20.7%である。

○短期入所事業は163施設86.7%，うち空床型のみ65施設，専用居室を持つ併設型は94施設，単独型4施設，定数は専用居室を持つ併設型と単独型を合わせて398人で1施設当たり4.0人である。

○日中一次支援事業は，143施設（76.0%）と多くの施設が実施している。この事業は市町村の地域生活支援事業のため報酬等が市町村によって異なり，複数の市町村に跨ることが多いため，制度や使い勝手に違いがある等の混乱がある。

○障害児を対象とした居宅介護の実施は，7施設，ケアホーム・グループホームの運営も12施設に止まっている。

【表12】 新規事業等の実施状況

事業	実施数	%	定員	前回%
(1)児童発達支援センター	10	5.3	121	3.3
(2)児童発達支援事業	24	12.7	356	12.7
(3)放課後等デイサービス事業	36	19.1	409	17.2
(4)保育所等訪問支援	12	6.3		4.4
(5)障害児相談支援事業	39	20.7		18.3
(6)指定特定相談事業（障害児対象）	35	18.6		15.5
(7)指定一般相談事業（障害児を中心に）	21	11.1		11.6
(8)障害児等療育支援事業	29	15.4		15.5
(9)短期入所事業	空床型	65	34.5	23.3
	空床+併設	94	50.0	58.8
	単独型	4	2.1	1.1
(10)日中一時支援事業	143	76.0	398	76.1
(11)居宅介護事業（障害児対象）	7	3.7		3.8
(12)ケア・グループホーム（児童施設が中心に）	12	6.3		9.4

別表 施設認可の都道府県別一覧 26年1月1日現在

	施設	定員	在籍数	在籍率	18-19歳	20歳～	18歳延長率	20歳延長率	成人指定	
北海道	8	305	285	93.4	27	73	35.0	25.6	7	
東北	青森	6	300	199	66.3	45	31	38.1	15.5	2
	岩手	5	200	177	88.5	31	36	37.8	20.3	5
	宮城	1	10	10	100	0	8	80.0	80.0	1
	秋田	5	170	155	91.1	28	87	74.1	56.1	4
	山形	3	90	56	62.2	6	2	14.2	3.5	3
	福島	7	290	237	81.7	42	61	43.4	25.7	6
関東	茨城	6	200	198	99.0	17	82	50.0	41.4	4
	栃木	3	100	99	99.0	13	50	63.6	50.5	3
	群馬	3	114	109	95.6	14	10	22.0	9.1	2
	埼玉	5	235	171	72.7	17	53	40.9	30.9	4
	千葉	7	281	276	98.2	24	19	15.5	6.8	3
	東京	6	300	253	84.3	26	22	18.9	8.7	2
	神奈川	6	260	218	83.8	22	22	20.1	10.0	5
	山梨	1	70	55	78.5	6	7	23.6	12.7	1
	長野	1	30	29	96.6	3	1	13.8	3.4	1
東海	静岡	6	179	171	95.5	16	12	16.4	7.0	3
	愛知	6	364	286	78.5	23	40	22.0	13.9	2
	岐阜	2	90	84	93.3	7	6	15.4	7.1	0
北陸	三重	3	133	107	80.4	18	12	28.0	11.2	2
	新潟	8	211	158	74.8	17	60	48.7	37.9	6
	富山	2	100	62	62.0	4	0	6.4	0	0
近畿	石川	2	40	31	77.5	2	12	45.1	38.7	1
	福井	2	40	26	65.0	7	0	26.9	0	1
	滋賀	1	60	43	71.6	10	0	23.2	0	1
	京都	1	60	54	90.0	5	26	57.4	48.1	2
	大阪	8	444	346	77.9	47	105	43.9	30.3	5
	兵庫	9	332	270	81.3	41	64	38.8	23.7	7
中国	奈良	3	105	84	80.0	14	0	16.6	0	0
	和歌山	2	80	75	93.7	6	10	21.3	13.3	2
	鳥取	2	85	64	75.2	15	0	23.4	0	2
	島根	4	150	115	77.6	23	16	33.9	13.9	4
	岡山	3	160	143	89.3	23	18	28.6	12.5	3
	広島	8	195	189	96.9	26	54	42.3	28.5	7
四国	山口	2	70	67	95.7	9	17	38.8	25.3	2
	徳島	3	130	101	77.6	13	4	16.8	3.9	2
	香川	2	56	49	87.5	7	0	14.2	0	1
	愛媛	4	110	102	92.7	9	73	80.3	71.5	3
	高知	1	40	35	87.5	4	17	60.0	48.5	1
	福岡	8	360	326	90.5	34	46	24.5	14.1	1
九州	佐賀	1	40	31	77.5	1	0	3.2	0	0
	長崎	4	150	122	81.3	25	4	23.7	3.2	2
	熊本	3	159	154	96.8	20	3	14.9	1.9	2
	大分	3	122	97	79.5	10	44	55.6	45.3	2
	宮崎	3	155	129	83.2	15	27	32.5	20.9	2
	鹿児島	6	222	158	71.1	25	36	38.6	22.7	4
沖縄	4	102	86	84.3	16	11	31.4	12.7	3	

	施設	定員	在籍数	措置数	18歳未満措置率	措置率	25年措置率	19年措置率
北海道	8	305	285	127	59.4	44.5	34.5	20.1
東北	青森	6	300	199	32	21.9	16.0	11.9
	岩手	5	200	177	56	49.9	31.6	30.6
	宮城	1	10	10	2	100.0	20.0	11.1
	秋田	5	170	155	16	22.5	10.3	8.4
	山形	3	90	56	14	27.0	25.0	15.4
	福島	7	290	237	106	58.9	44.7	40.9
関東	茨城	6	200	198	65	60.6	32.8	32.9
	栃木	3	100	99	33	75.0	33.3	40.0
	群馬	3	114	109	40	37.6	36.7	37.5
	埼玉	5	235	171	66	55.4	38.6	28.5
	千葉	7	281	276	211	81.9	76.4	72.1
	東京	6	300	253	95	41.9	37.5	44.3
	神奈川	6	260	218	162	85.6	74.3	71.0
	山梨	1	70	55	40	83.3	72.7	68.5
	長野	1	30	29	12	48.0	41.3	26.3
	静岡	6	179	171	116	73.4	67.8	73.2
東海	愛知	6	364	286	236	97.7	82.5	94.5
	岐阜	2	90	84	53	67.6	63.1	42.2
	三重	3	133	107	92	96.1	85.9	83.1
	新潟	8	211	158	39	43.2	24.6	20.6
北陸	富山	2	100	62	37	62.0	59.6	60.6
	石川	2	40	31	10	52.9	32.2	35.4
	福井	2	40	26	15	78.3	57.6	52.3
近畿	滋賀	1	60	43	14	42.4	32.5	56.8
	京都	1	60	54	15	65.2	27.7	10.2
	大阪	8	444	346	176	72.1	50.8	53.0
	兵庫	9	332	270	103	47.2	38.1	37.4
	奈良	3	105	84	47	67.1	55.9	55.8
	和歌山	2	80	75	41	57.6	54.6	40.8
中国	鳥取	2	85	64	24	44.9	37.5	32.3
	島根	4	150	115	63	68.4	54.7	54.5
	岡山	3	160	143	98	81.3	68.5	61.2
	広島	8	195	189	68	55.0	35.9	35.5
	山口	2	70	67	19	39.0	28.3	26.4
四国	徳島	3	130	101	40	40.4	39.6	36.9
	香川	2	56	49	19	42.8	38.7	42.8
	愛媛	4	110	102	13	45.0	12.7	13.0
	高知	1	40	35	10	71.4	28.5	12.6
九州	福岡	8	360	326	188	67.8	57.6	56.9
	佐賀	1	40	31	25	83.3	80.6	72.1
	長崎	4	150	122	36	38.7	29.5	14.2
	熊本	3	159	154	81	54.2	52.6	39.8
	大分	3	122	97	34	72.0	35.0	47.5
	宮崎	3	155	129	52	52.8	40.3	34.6
	鹿児島	6	222	158	70	42.2	44.3	14.2
沖縄	4	102	86	50	72.8	58.1	53.7	

## おわりに

本調査は、平成24年4月1日施行の児童福祉法改正の実態を明らかにし、見直しに向けてその後の推移を捉えるために継続して調査を実施したものです。26年1月より国に「障害児支援の在り方に関する検討会」が設置され、検討が行われることになったことから平成26年1月1日を基準日とし、緊急でFAXによる調査を実施しました。調査の結果には前回と大きな相違はみられませんでした。障害児入所施設の将来像に向けて関心、不安があることから回答施設も増えています。日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会に対する期待と国の検討会等への要望等が背景にあるのではないかと推察しています。お忙しい折にご協力いただいた施設の皆様に感謝申し上げます。

なお、児童発達支援部会では、今回の調査結果を踏まえて国の検討会や平成26年度の活動として「今後の（旧）知的障害児施設の将来」のための課題解決に向けて努力したいと思います。

平成25年度 旧知的障害児施設 緊急実態調査

(公財)日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会

本会児童発達支援部会では、24年の児童福祉法改正後の状況及び今後の児童施設の進むべき方向性について調査を実施してきましたが、引き続き継続して課題を整理したいと考えております。尚、調査結果をもって厚生労働省との協議や予定されている「障害児支援の在り方に関する検討会」等に向けた提言の基礎資料としたいと考えておりますので、お忙しい折に誠に恐縮に存じますがご協力のほどお願いいたします。【お問い合わせ：協会事務局 03-3438-0466 児童緊急調査係】  
 ※以下の設問について空欄には数値を記入し、該当する口にはチェック(し印等)をつけてください。

施設名	都道府県	設置主体	公立直営・事業団・組合・公設民営・民立民営
-----	------	------	-----------------------

※指定管理で事業団等に委託している場合は事業団、組合とする。

1. 定員・在籍数(平成26年1月1日現在で回答して下さい。年齢区分は26年3月末の年齢で計上してください。)

定員	在籍数	人	~6歳	7~12歳	13~15歳	16~17歳	18~20歳未	20歳以上
	契約	人	人	人	人	人	人	人
	措置	人	人	人	人	人	人	人

上記の18歳未満の在籍児童が、今後、満18歳になる年度の人数をご回答ください。(各年度末等の退所予定者も含む)

25年度末まで	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
人	人	人	人	人	人

2. 入・退所の状況 ※平成25年度(4月から12月末までは実績で、1月~3月末は見込み数でご回答下さい。)

	24年度	25年度4月~12月末	左のうち満18歳以上の者	1月~3月末の予定数
入所数	措置	人	人	人
	契約	人	人	人
退所数	措置	人	人	人
	契約	人	人	人

上記退所者の退所後の進路先の人数 ⇒ ①障害者支援施設等 人 ②グループホーム等 人

3. 法改正による満18歳以上の在籍者への対応

(1) 26年1月1日現在、障害者支援施設の指定	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない
(2) 26年1月1日現在満20歳以上で経過的障害者支援施設の介護給付費を受けている者の有無	<input type="checkbox"/> いる	人 <input type="checkbox"/> いない
(3) (2)の内、「やむを得ない措置」で支給決定を受けている者の有無	<input type="checkbox"/> いる	人 <input type="checkbox"/> いない
(4) 満18歳から20歳未満の者への対応	<input type="checkbox"/> ①児童相談所が継続 人 (措置 人 障害児給付費 人)	
	<input type="checkbox"/> ②市町村に移管 人 (経過的給付費 人 「やむを得ない措置」 人)	
(5) 満18歳以上の者への対応 ※方針が決定している場合その人数も	①児童相談所から協議があり、方針を決定している <input type="checkbox"/> はい 人 <input type="checkbox"/> いいえ	
	②事前に市町村から協議があり、方針を決定している <input type="checkbox"/> はい 人 <input type="checkbox"/> いいえ	
(6) 都道府県所管課が延長規定廃止後の満18歳以上の対応について何らかの方策を示しているか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

4. 平成25年度の各種加算の状況

(1) 児童発達支援管理責任専任加算	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない
(2) 看護師配置加算	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない
(3) 職業指導員配置加算	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない
(4) 心理担当職員配置加算	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない
(5) 小規模グループケア加算	<input type="checkbox"/> 受けている (単位数 単位 計 人)	<input type="checkbox"/> 受けていない

5. 今後の対応 ※該当する項目をチェックし、続く小項目の該当項目をチェックしてください。

- (1) 児童施設のみで運営 その理由 ⇒  ①高校卒業生がいないので維持できる  ②満18歳以上の移行の目途がつくため  
 (2) 成人施設を併設(予定 年度) ⇒  ①所管課と協議し了解を得た  ②協議している  ③今後、協議する  
 (3) 成人施設に転換(予定 年度) ⇒  ①都道府県と協議し了解を得た  ②希望しているが県の了解が得られていない  
 (4) 未定 ⇒ 理由  ①成人施設への移行の目途がつかない  ②併設の場合の基準等に課題がある  ③都道府県との協議がない

6. 法改正新事業等の実施について ※実施事業の番号にチェックし、定員のある事業は定員数をご回答下さい。

- (1) 児童発達支援センター 定員 名  (2) 児童発達支援事業 定員 名  
 (3) 放課後等デイサービス事業 定員 名  (4) 保育所等訪問支援  
 (5) 障害児相談支援事業  (6) 指定特定相談事業 (障害児対象)  (7) 指定一般相談事業 (障害児対象)  
 (8) 障害児等療育支援事業  (9) 短期入所事業 (  空床型  空床・併設型 専用定員 名  単独型)  
 (10) 日中一時支援事業  (11) 居宅介護事業  (12) グループホーム等  (13) その他

※児童施設として主として実施している場合に限る

ご協力ありがとうございました